

# 振り込め詐欺等防止のための 電話機などの購入に補助金を交付します

令和  
7年度

近年、電話で親族や公共機関の職員等を名乗り、現金やキャッシュカードをだまし取る等の特殊詐欺が増えています。厚木市では、これらの被害から市民の皆様の財産を守るため、迷惑電話防止機能付き家庭用固定電話機等（スマートフォンは対象外）を購入された方に購入費の一部を補助します。

## 1 補助対象の機器

次のいずれにも当てはまる**固定電話機**または**電話回線に接続する機器**

(※ スマートフォン等の携帯電話は**対象外**です)

- (1) **呼出音が鳴る前に**、電話をかけてきた相手に対し、**自動で会話内容を録音する旨の警告メッセージが流れるもの**
- (2) 通話内容を録音する機能がついているもの
- (3) **令和7年3月1日以降に購入したもの**



## 2 補助を受けられる方 ※ 次の条件をすべて満たしている世帯

- (1) **65歳以上の方が属する世帯**（市内に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている者に限る）
- (2) これまで**この補助金の交付を受けていない世帯**
- (3) 市民税等の滞納がない世帯
- (4) 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に規定する暴力団員等が属さない世帯
- (5) 録音された音声などを警察の要請により情報提供することに同意する世帯

## 3 補助の内容

**購入費の3分の2**（100円未満の端数は切り捨て）【**補助上限額6,000円**】

※ **電話機等本体の購入費**が対象です。（長期保証等の費用は対象外です）

※ 購入費から各店舗等の**ポイントの使用分や店舗等で付与されるポイントを除いた額**が**補助対象額**となります。

## 4 申請書提出期間・提出窓口

- (1) 提出期間 **令和8年2月27日（金）まで（必着）**

※ 先着順に受付し、受付期間にかかわらず、予算額に達し次第終了となります。

- (2) 提出窓口 厚木市役所第二庁舎3階西側 市民交流部くらし交通安全課窓口  
8時30分～17時15分（平日、月～金曜日）※12時～13時は除く

## 5 申請のながれ



### 申請書配布場所

くらし交通安全課窓口、各公民館、本厚木・愛甲石田駅連絡所、ホームページ

## 6 提出書類

- 補助金交付申請書 **記入例1**
- 厚木市暴力団排除条例に基づく照会に係る同意書 **記入例2**  
※ 住民基本台帳上で同じ世帯にお住まいの方全員の署名又は記名・押印が必要。  
一人世帯の場合は提出不要。
- 請求書 **記入例3**
- 委任状 **記入例4** ※ 口座名義が申請者と異なる場合は必要。委任者の押印必須。
- ★購入した電話機等の領収書  
※ 販売店名、購入日、購入金額、型式、宛名に申請者の氏名が記載されていること。
- ★取扱説明書 ※ 表紙及び対象機能の説明があるページを確認するために必要。
- ★補助金の振込先の分かる書類（通帳やキャッシュカード等）



郵送で提出する場合は【★】がついている書類は写しを添付してください。申請者本人が自署する場合は、押印不要です。

## 7 注意事項

- ・補助金の振り込みは、申請時期によってお時間を要します（最大3箇月程度）のでご了承ください。※ 後日、アンケートを郵送させていただきますので、ご協力をお願いします。
- ・補助対象機器以外は、補助金の交付はできませんので、ご注意ください。
- ・予算には限りがあります。申請をしても補助金の交付を受けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・修正液や修正テープ、消せるインクを使用したボールペンは使用できません。
- ・購入してから6年以内に転売や廃棄、補助金取得後の返金等が発生した場合は、補助金を返納していただく場合があります。
- ・機器の機能を使用しても、完全に特殊詐欺を防止できるわけではありません。特殊詐欺を防止するためには、ご自身で最善の注意を払い、被害にあわないようにすることが大切です。

## 8 問合せ先・申請書送付先

担当：市民交流部 くらし交通安全課 くらし安全係

場所：厚木市役所第二庁舎 3階西側 ☎ 046-225-2148（直通）

送付先：〒243-8511 くらし交通安全課 宛（郵便番号と課名だけで届きます）